

## 事業概略書

事業名	『障害児施設給付分析ソフト(仮称)』の開発および『障害者自立支援給付分析ソフト』群の機能強化に関する研究事業
事業目的	<p>本事業は平成19・20年度からの継続事業であり、これまでに開発した『障害者自立支援給付分析ソフト』の機能強化と補強するツールと開発するとともに、その普及を目的としている。</p> <p>2006年4月から施行された障害者自立支援法では、制度の実施主体が障害種別を超えて市町村に一元化するとともに、都道府県に対して専門性の高い事業や広域的な調整という役割を明確化した。市町村および都道府県は、新たなサービス体系のもとでの基盤整備を「障害福祉計画」のなかに書き込むことが求められており、本事業はその策定および進行管理を支援するツールの開発を目的とする。</p>
事業概要	<p>① 『障害児施設給付分析ソフト』の開発</p> <p>協力自治体からデータ提供を受けて、『障害児施設給付分析ソフト』を開発・試行した。このソフトは、『障害者自立支援給付分析ソフト』の分析対象から外れる障害児施設給付を扱い、「受給者データベース」および「障害児施設給付分析報告書」を出力する。</p> <p>② 『障害者自立支援給付2時点間分析ソフト』の開発</p> <p>『障害者自立支援給付分析ソフト』の普及と機能強化を目的として開発したソフトで、個別利用者の給付実績の変化を経時的に分析できる。協力自治体からデータの提供を受け、既存の『障害者自立支援給付分析ソフト』『障害者自立支援給付圏域間比較分析ソフト』とともに試行的に分析し、ソフトの活用可能性について検討した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>今後予定されている制度変更に向け、現状における実績データの蓄積が求められており、本事業で開発した分析ソフトの活用が可能だと考えている。また、自治体における「障害福祉計画」の策定および進行管理の基礎的データとして活用できるほか、関係機関の協議や研修等への活用も想定している。</p> <p>具体的には、『障害者自立支援給付2時点間分析ソフト』は、市町村単位の利用構造の変化を、個別利用者のケアプランの変化と関連づけて分析できる。また『障害児施設給付分析ソフト』は、『障害者自立支援給付分析ソフト』と併用することで、都道府県単位で障害児と障害者という区分を超えて分析できる。</p>
事業主体	<p>〒460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35 名古屋キャンパス北館7階</p> <p>日本福祉大学福祉政策評価センター</p> <p>TEL: 052-242-3085 E-MAIL: spec@nihonfukushi-u.jp</p>

- (注) 1. 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するので、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
2. 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途、実施した事業についての報告書冊子を必ず提出すること。